

第17次杭州市青少年訪日団受入事業業務委託 事業者の選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

岐阜市は、1979年の友好都市提携締結以来、中華人民共和国杭州市と様々な分野で交流を重ねてきた。とりわけ、青少年交流は、相互訪問をし、学校交流等を中心とした交流を推進する中で、友好の絆を深めてきた。2019年10月に岐阜市から派遣した第22次岐阜市少年友好訪中団の答礼として来岐する第17次杭州市青少年訪日団の受入業務委託事業者の選定を行う。

この実施要領は、公募型プロポーザル方式により、委託事業者を公正かつ公平な方法で選定することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容等

(1) 業務名

第17次杭州市青少年訪日団受入事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「第17次杭州市青少年訪日団受入事業業務委託基本仕様書」参照

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年7月31日まで

(4) 予定価格

2,431,000円

※消費税及び地方消費税を含む。ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、その定めによる。

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者。

- (1) 岐阜市内に本社、本店、支店又は営業所があり、旅行業法(昭和27年法律第239号)及び旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)による第1種もしくは第2種旅行業の登録がある者であること。
- (2) 会社実績として、過去10年以内(平成25年4月1日から令和5年3月31日まで)に海外からの受入事業において、国、地方公共団体、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下「学校」という。)、一般財団法人自治体国際化協会の管理するホームページに示される市町村国際交流協会又は公益財団法人岐阜県国際交流センターのホームページに示される岐阜県内市町村国際交流協会からの受注実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) この公告から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和62年3月27日決裁)の規定に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 事業者選定に係る日程

	手続	日程
1	募集の公告	令和5年4月10日(月)
2	質問受付	令和5年4月10日(月) ～4月17日(月)午後5時
3	質問回答の期限	令和5年4月19日(水)
4	参加表明書等の提出期限	令和5年4月24日(月)午後5時
5	審査	令和5年4月下旬
6	選定結果通知	令和5年5月上旬

※日程については、本市の都合により変更する場合がある。

5 提出書類及び関連書類

本選定で使用する提出書類及び関連資料は、原則、本市ホームページに掲載する。

6 各事務の受付及び実施

本プロポーザルに係る全ての事務及び受付は、事務局で行う。

【事務局】

担当課	岐阜市教育委員会事務局社会・青少年教育課
担当	河内、篠田、森、田中
所在地	〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所18階
電話番号	058-214-2264
Eメール	s-kyouiku@city.gifu.gifu.jp
受付時間	期間内の平日 午前9時から午後5時まで (ただし、午前11時30分から午後1時までを除く。)

7 各手続

(1) 質問の受付及び回答

受付期間	令和5年4月10日(月)から4月17日(月) 午後5時まで(必着)
提出方法	Eメール
提出書類	様式5「質問票」
回答方法	質問者を伏せた形で本市ホームページ上への掲載により行う。ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てないと判断した場合には、回答しないことがある。 なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
回答期限	令和5年4月19日(水)

(2) 提出書類等

参加表明者は、次のとおり、提出書類を事務局に提出すること。

提出期限	令和5年4月24日（月） 午後5時まで（必着） （ただし、午前11時30分から午後1時までを除く。）		
提出方法	持参（郵送での提出は認めないので注意すること。）		
提出書類及び部数等	次のとおり。		
	様式	書類名	紙部数
ア	様式1	参加表明書兼誓約書	1部
イ	様式2	企画提案書	5部
ウ	任意 ただし、A4サイズとする。	行程表	5部
エ	様式3	経費見積書	5部
オ	様式4-1 様式4-2	法人等の概要 海外からの受入事業の業務実績について	5部

（3）最優秀者・優秀者の選考

本市が設置する「第17次杭州市青少年訪日団受入事業業務委託事業者の選定に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、書類審査を基に評価を実施する。

算出した評価値が最も高い1者を最優秀者とし、次点の1者を優秀者として特定する。ただし、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できると認められない場合には、特定しない場合がある。

評価値の合計が最も高い者が2者以上ある場合、審査委員会で協議して最優秀者を特定する。

（4）審査結果通知

審査が完了後、対象者全員に、文書にて結果（評価・審査項目ごとの評価値）を通知するとともに、本市のホームページに掲載する。

評価値を算出するための計算式は、公開しないものとする。また、結果に対する異議は、受け付けない。

（5）契約

審査結果の通知後、速やかに本市と最優秀者との間で業務内容、仕様等の契約内容について協議の上、委託契約を締結する。最優秀者との協議が調わなかった場合は、優秀者と協議を行う。

8 参加辞退

参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式は、任意とし、代表者印及び辞退理由は必須とする。）を事務局まで持参すること。

9 審査基準

審査委員会で定めた評価基準に沿って審査を行い、本委託事業者として優先交渉を行う者を選定する。

評価値は、200点とする。

【評価基準・評価値】

評価・審査項目			評価値
書類 審査	実績評価	・海外からの受入事業実績	40点
	企画提案内容評価		120点
	価格評価	160×{(予定価格-見積価格)/予定価格} ただし、40点を上限とする (予定価格の約75%で上限となる)	40点
合計			200点

10 企画提案書記載事項

提案項目	
1 視察について	①市外視察の内容（滞在4日目） ・日本の魅力（歴史、文化、産業等）が伝わる視察内容、訪問施設 ②市内及び市外視察の内容（滞在5日目） ・岐阜市及び日本の魅力（歴史、文化、産業等）が伝わる視察内容、訪問施設
2 全行程について	①行程内容 ・業務目的を理解した上で設定された行程
3 歓迎会について	①開催場所・内容 ・歓迎の意が伝わるよう趣向を凝らした歓迎会
4 宿泊施設について	①宿泊施設の内容 ・設備等が充実した宿泊施設
5 安全性の確保について	①緊急時の対応方法及び連絡体制並びに移動時に使用する車両の安全性 ・緊急時の対応策及び車両の安全性
6 その他	①独創的な提案内容 ・業務の目的に合った独創的な提案

11 提出書類に係る留意事項

(1) 様式2 企画提案書

ア 企画提案書は、1者につき1提案とする。

イ 様式2企画提案書に記載の提案項目については、全て記載する。

ウ 評価の公平性を保つため、提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

(2) 行程表

ア 形式は、A4版、左上1箇所綴じの印刷物とする。

イ 評価の公平性を保つため、提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

（３）様式３ 経費見積書

委託料の見積金額は、項番２（４）の予定価格の範囲内とすること。

１２ 提出書類の取扱い

- （１）提出期間終了後は、本市の同意なく提出書類に記載された内容の変更をすることは認めない。
- （２）提出書類は、返却しない。
- （３）提出書類は、事業者の選定に当たり、作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- （４）提出書類（上記（３）の複製を含む。）は、本件事業者選定の目的以外には使用しない。
- （５）提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和 60 年岐阜市条例第 28 号）に基づき、公開請求により公開する場合がある。
- （６）提案者から提供された個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法令に従うものとし、本件事業者選定の目的以外には使用しない。
- （７）提案書類の内容について、別途確認することがある。

１３ その他

- （１）本件公募型プロポーザルの募集に参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不知、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- （２）本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。
- （３）提案に要する費用は、全て各提案者の負担とする。
- （４）失格について
次のいずれかに該当した者は、失格とする。
 - ア 参加表明後に参加資格を満たさないことが判明し、又は参加資格を満たさなくなった者
 - イ 提出物の作成方法、提出方法等が項番 7 及び 11 に違反する者
 - ウ 本件公募型プロポーザル実施の公告後、審査委員会委員に対し本件事業者選定に関し接触を求めた者
- （５）次のいずれかに該当した場合には、企画提案書等を無効とするとともに、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止措置を行うことがある。
 - ア 提出書類に虚偽の記載をしたと本市が判断した場合

以上